

**令和3年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和2年度実施事業対象)**

令和3年11月

甲 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～8
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	9
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	9～10
3. 点検・評価の対象となる事業	10
4. 点検・評価の視点	10～11
5. 評価基準	11
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和2年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和3年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和3年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	① 学校給食事業	A	A	A
社会教育スポーツ課	② みなくち子どもの森運営事業	B	B	B
学校教育課	③ 学校不適応支援事業・ケアサポーター派遣事業	B	B	B
	④ 第三子以降学校教育支援事業（小学校・中学校）	B	B	B

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		学校給食事業													
担当部課★		教育委員会事務局 教育総務課								所属コード		30100300			
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2241								E-mail		koka30100300@city.koka.lg.jp			
総合計画		コード		名称						予算科目		コード		名称	
	分野	18		学校教育・青少年							会計	01		一般会計	
	施策	②		教育環境の充実							款	10		教育費	
											項	06		保健体育費	
											目	02		学校給食費	
	区分	挑戦		公約		大型		主要			大事業	03		学校給食事業	
											中事業	01		学校給食事業	
											小事業	01		学校給食事業	
法令等根拠		学校給食法													
個別計画等															
開始年度★		平成 16 年度		終了年度				平成 年度		事務事業優先順位		4 / 23 中			
他部署との関連及び関連団体		保育幼稚園課予算において、保育園児分の賄い材料費を支出。 農業振興課の地産地消推進事業と連携（賄材料費 20,000千円） 観光企画推進課と連携（観光客誘致推進事業 1,000千円）													

事業の目的等★	（１）対象・・・誰に（何に） 保育園児、幼稚園児、小学校児童、中学校生徒									
	（２）活動内容・・・どのようなことを行うのか 安全安心な給食の提供									
	（３）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 給食を通しての食育により、食事をするときの栄養のバランスの大切さや地元産の食材を使用することにより生産者への感謝の気持ちを子どもたちに伝えることができる。食の大切さを実感することにより、給食の食べ残しを減らし、また、給食に地元産の食材を使用することにより、地産地消を推進することにもつながる。									
事業概要★	・保護者から徴収した給食費により、給食に使用する材料を購入する。 ・食材は、栄養バランスやアレルギー対応も考慮し選択する。 ・地産地消に努め、学校、家庭、地域への食育にかかる啓発を行う。毎月献立表と一緒に食育だよりを発行する。 ・栄養教諭による授業の展開。1月の学校給食週間には啓発DVDを作成して全学校に配付、給食の時間に放送する。 ・学校では、毎日のお昼の放送で、献立と地元産食材について紹介している。 ・安全を最優先にアレルギー対応食の提供を段階的に実施する。また、教育委員会、学校、給食センターによるアレルギー対応検討会を開催し、情報共有や対応について協議する。 ・西部学校給食センター建設に伴い、2学校給食センターから給食を提供。									
	【令和2年度】 学校給食実施日 206日 夏季給食 13日 給食センターの見学実績 小学校児童 21校 4,788人 東部学校給食センター 6団体 205名 中学校生徒 6校 2,402人 西部学校給食センター 6団体 232名 園児 17園 1,150人									

教育振興基本計画		コード	名称
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
	教育施策（中区分）	③	安全・安心な学校給食の提供

担当課評価	評価欄	新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業の延長により、小中学校の給食開始が6月4日からとなるなど対応に追われたが、栄養バランス等を考慮した献立により給食を提供することができた。 また、アレルギー対応については、学校との協議により7月から開始し、卵アレルギーに対応したアレルギー対応食を安全に提供することができた。
	A	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
A	適切な栄養摂取による子どもたちの健康増進、日常生活における食に対する正しい理解等、子どもたちの心身の健全な発達のため、安全安心で、栄養バランスの取れた学校給食の提供がなされている。 今後においては、地元食材の安定供給やアレルギー対応の強化についてさらに検討を進め、食育や安全で高品質の食の提供の観点から、引き続き適正な学校給食の実施に努める必要があるものと考える。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	296,779,000	290,226,582
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	296,779,000	273,417,170
	一般財源		16,809,412

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	適切	子どもたちが豊かな心と健やかな体を育むため、安全安心な食材による栄養バランスの取れた学校給食を提供することは必要である。また、学校給食は、子どもたちが食の大切さや健康な体づくりを理解し、正しい食生活、望ましい食習慣を身に付けるための「生きた教材」となる。
	有効性	適切	食事は生産者や調理者など様々な人々に支えられていることを理解し、感謝の気持ちを持ち、食べ物を残さず大切にすることを育むことができる。 給食センター見学や中学生の職場体験受入など、給食センターが食について学ぶ場となっている。
	効率性	適切	水口、信楽学校給食センターを統合した西部学校給食センターが業務を開始し、2学校給食センターで大量調理を行うことで効率的に提供できる。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
A	地産地消として地元産食材を多く使用し、栄養バランスの取れた安全安心な給食の提供に努められている。また、食物アレルギー対応については、対応食の提供が開始された。今後、リスク管理を行いながら対応品目を追加し充実されたい。 朝食摂取など望ましい食習慣を身に付けるために食育は重要であり、栄養教諭、学校と連携して積極的に食育を進められたい。 また、コロナ禍により中止されている給食センターの見学が再開される際には、市民に対して広報等により取り組みの周知に努められたい。

行動計画★	計画	安全安心な食材の購入による給食の提供。 地元産食材の利用拡大。 アレルギー対応食の提供。
	実績	地元産食材を努めて使用するなど安全安心な食材を購入し、行事食やふるさと献立など栄養バランスに優れ、工夫を凝らした給食を提供した。また、卵アレルギーに対応したアレルギー対応食の提供も開始した。

成果指標	目標値	良質な食材を保護者負担の給食費からなる予算内で調達する。 地元産食材の利用拡大。 アレルギー対応検討会議の開催。
	実績値	新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業のための給食停止、逆に追加された登校日の給食提供など日程変更が多く、食材調達の調整が困難であった。 甲賀市産野菜使用率 54%（地産地消事業予算による使用含） アレルギー対応検討会議2回 保護者交流会 東部・西部給食センター各1回実施

具体的な改善策、今後の展望等	今後も引き続き、地元産食材の利用拡大を推進し、安全安心な食材の選定による、安定した給食を提供する。 給食の時間を安全にかつ楽しく過ごすことができることを目標に、給食の提供を実施する。 アレルギー対応食については、対応品目の追加を検討する。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	保護者が負担する給食費のほか地産地消の取り組みによる財源により、栄養バランスの取れた給食の提供とともに、地元産食材を使用するなどより良い食材の調達に努め、学校給食を実施していく。
	手法改善	維持	食材については、安全安心な食材の購入に加え、甲賀市産の野菜等を使用するなど地産地消に努める。 アレルギー対応食の提供については、安全を最優先に、給食センター、学校、教育委員会が連携して段階的に進める。 食材購入費である給食費の未納をなくすよう、徴収を強化する。 給食の質の維持、向上のため給食費のあり方について検討する。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
東部および西部の2センター体制により、引き続き安全安心で栄養価の高い給食を提供し、効率的、効果的な運営に努めます。 アレルギー対応給食の提供については、給食センター、学校等の関係機関との連携を密にし、安全を第一に品目を追加できるよう検討を進め、対応の充実を図ります。 また、児童生徒にとって給食が楽しみとなるよう献立の充実を進めるとともに、食材を通じて地域について理解を深め、食への感謝の気持ちを育むなど食育の推進を図ります。あわせて、市民が給食センター施設を見学する機会を広げ、学校給食に対する理解や食育への関心が高まるよう努めます。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		みなくち子どもの森運営事業								
担当部課★		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課			所属コード		30104500			
連絡先（ダイヤル）		0748-63-6712			E-mail		koka30104500@city.koka.lg.jp			
総合計画		コード	名称		予算科目	コード	名称			
	分野	5	環境・景観			会計	01	一般会計		
						款	08	土木費		
	施策	①	自然環境の保護			項	04	都市計画費		
						目	03	公園費		
						大事業	03	公園施設管理運営経費		
						中事業	05	公園施設運営事業		
	小事業	01	みなくち子どもの森運営事業							
法令等根拠		甲賀市都市公園条例、甲賀市みなくち子どもの森管理運営規則、甲賀市長の権限に属する事務の一部を甲賀市教育委員会等に委任する又は補助執行させる規則								
個別計画等		第2次甲賀市環境基本計画								
開始年度★		平成	13	年度	終了年度		令和	未定	年度	
他部署との関連		建設部 建設管理課								

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に(何に)			
	みなくち子どもの森利用者 甲賀市民(子どもの森に直接来園されない方を含む)			
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか			
	・甲賀市の自然に関して調査し、現状を把握し、必要な標本を保管する。 ・上記の結果わかったことを、自然館展示、行事、印刷物等の手段で利用者の方や市民の方に知って頂き、甲賀市の自然に関する情報センターとなる。特に就学前教育および学校教育とも連携し、子どもたちに甲賀市の自然の特徴を知って頂く。			
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか			
	・里山の自然環境を生かした公園と県内有数規模の自然系博物館である自然館が合わせて整備されており、県内他市町にはない総合的に自然環境を学ぶことができる優れた学習施設となっている。施設の特性を活用した環境教育・普及活動を行うことにより、学校教育および市民の環境意識と生涯学習意欲の向上に寄与する。			
事業概要★	◎子どもの森園内の自然環境保全、自然館展示、行事の実施、学校など団体に向けての自然に関する普及 標本の収集、保管、自然の状況についての情報の蓄積、特にレッドリストの5年毎の改定(次回2022年)にむけての調査			
	◆過去3年間の主な事業			
		H30	R1	R2
	・自然館入館者数	10,334人	10,581人	3,887人
	・主催行事	42回、497人	40回、526人	23回、214人
	(R2の行事の例: 体験農場を使った「こいもクラブ」、しぜんさんぽ、昆虫観察会、地層化石講座など)			
	・保育園幼稚園の利用	14園、712人	12園、639人	0件
	・小学校の利用(除やまのこ)	33校、1,942人	33校、1,793人	13校、650人
	(学校以外の団体の例: 放課後等デイサービス、学校教職員研修、プレ植樹祭ほか)			
	◆過去3年間の主な工事等			
平成30年度 空調機フィルター交換工事 831,600円、ヤマザクラ等植樹工事 644,760円				
平成31年度 自然館エレベーターロープ交換工事 342,360円、空調フィルター交換工事 216,000円				
令和2年度 子どもの森ビオトープ再生工事 737,000円、自然館空調機補修工事 291,500円				

教育振興基本計画	コード	名称
	教育分野	C
	教育施策の柱（大区分）	(1)
	教育施策（中区分）	①

担当課評価	評価欄	コロナの影響により、自然館で触ることができる展示撤去、入館制限の設定、プログラム再検討など、感染防止対策に努めた。また、野外を散策される方が増加したことから、野外の整備にも努めた。
	B	感染が一定収束してからは、園内を散策する方や、自然館、自主事業への参加も増加し、感染対策を図りながら多くの皆様にご利用いただいている。

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍の中ではあるが、対策を行い自然環境を学習する事業を実施できた。日常の調査研究や展示の更新が遅れている部分については、団体など来館対応で日々の業務に追われる部分もあるが、計画性をもって取り組んでいくことが必要と考える。 やまのこ事業など、近隣の市町からも自然環境学習を受けていただける貴重な施設でもあり、今後も館の維持管理に努めながら、広く多くの方に学習の機会が提供できるよう努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	12,444,000	9,700,964
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	1,441,000	1,119,150
	一般財源	11,003,000	8,581,814

行動計画★	計画	自然館展示の充実・行事の開催・団体等の受入等による普及活動 自然に関する調査、レッドリスト2022改訂のための蓄積
	実績	自然館入館者数3,887人、行事は23回214人、小学校校外学習13校650人（やまのこを除く）など。コロナ禍のため、4/6～5/31自然館休館、行事は8月から順次再開した。

成果指標	目標値	利用者（自然館入館者、行事参加者等）の「良い」の評価90%以上
	実績値	コロナ禍のためアンケートを行わなかった。 （参考 R1の結果は、良い77.2%、ふつう22.8%、わるい0%）

具体的な改善策、今後の展望等	感染症対策に追われたため、他機関との連携した多くの事業が中止となった。とくに保育園の利用は出張1件程度にとどまった。自然館は入館制限を行うため、放課後デイなど団体が急に来られた場合に対応できない。今後感染状況を見ながら、対応方法を変えていく必要がある。
----------------	--

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	適切	野外では丘陵地の自然環境を保全し、里山の景観や生き物をいつでも見ることができる。また、自然館においては、化石や昆虫などの展示があり、地域の自然について知ることができる。 森林環境学習であるやまのこ事業をはじめ、小学校等における自然環境学習、保育園と連携した木育学習など、市内外の子どもたちにとって自然環境学習が楽しめる必要な施設である。
	有効性	概ね適切	専門の職員が配置されており、園内の里山管理や、環境を生かした観察会を実施している。 また、行事や学校等団体の受入、コロナ対策をはじめ園内の安全確保などの業務量が大幅に増大したことから、本来業務の一部である日常の調査研究や自然館の展示更新などが遅れている状況である。
	効率性	概ね適切	多くの皆様にご利用いただいているが、専門的な知識を持った職員が対応することで効率よく業務を行っている。 一方、1日の受入人数や件数により、申込みをお断りすることも多く、昨年度は特にコロナ禍による人数制限を行ったが、今後も引き続き、ひとりでも多くの子どもたちに自然に触れていただけるよう調整を図る。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	子どもの森は、平成13年7月の開園から20年を迎えた。その間、里山の自然環境を保全し、希少生物の保護や自然環境教育を行う場として定着してきた。甲賀市内に類似の機能を持つ機関は他にはなく、自然環境分野の生涯学習に寄与している。
	手法改善	軽微な改善	自然館展示の老朽化がみられるため、職員で可能な範囲での更新をおこなう。日が決まった行事等と異なり、展示はいつでも見学可能な自然学習の場であり、いつでも学べる場としての、魅力向上に努める。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	みなくち子どもの森の施設は自然環境を学べる貴重な施設であるが、施設や事業の認知度は低いと思われる。市民にとって甲賀市の豊かな自然を学ぶ身近な場となり活用されるには、様々な広報が必要と考える。 実施されているアンケートについては、利用者の施設に対する要望を得られるよう設問を検討し、回答を分析して施設の充実を生かされたい。 自然分野を専門とする学芸員が配置されている事を生かして大学等他の専門機関との連携や、小中学校、高等学校の児童生徒の専門的学習の支援など、甲賀市の自然環境研究の拠点として運営を進められたい。調査研究が着実に実施できるよう職員の増員について検討されたい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
例年、県内外から多くの学校の受け入れを行い、子どもたちの環境への学びに寄与していますが、今後は、一般市民に対する認知度を高めるために、広報やHP、SNSの活用や出前講座等の実施も検討しながら、甲賀市の豊かな自然の学びの場を多くの方に広められるよう進めてまいります。また、利用者の満足度を調べるアンケートについても、設問内容を見直し、回答を分析したうえで、より具体的な評価や施設の充実につながるよう努めてまいります。 自然環境研究の拠点としての運営については、他の博物館や大学等の専門機関との連携を視野に調査研究を行い、学芸員の専門的学習への資質向上に努めるとともに、職員体制について検討してまいります。また、自然環境学習の実施については、ボランティアや地域の皆様にも協力いただける体制づくりに努めてまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★		学校不応支援事業													
担当部課★		教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200					
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp					
総合計画		コード	名称				予算科目		コード	名称					
	分野	18	学校教育・青少年						会計	01	一般会計				
									款	10	教育費				
	施策	①	学校教育の充実						項	01	教育総務費				
									目	03	教育振興費				
	区分	挑戦		公約		大型		主要			大事業	03	教育支援事業		
											中事業	01	学校不応支援事業		
											小事業	01	学校不応支援事業		
法令等根拠															
個別計画等		第3期甲賀市教育振興基本計画													
開始年度★		平成	21	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位		5	/	42	中	
他部署との関連及び関連団体		子育て政策課等福祉部局（教育と福祉との連携として）													

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	市内小中学校児童生徒(不登校傾向や不応傾向等で不安や悩みをもつ子ども)	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
事業概要★	・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置…学校不応児童への家庭環境等への働きかけや関係機関等へのつなぎ、連携。保護者や教員等に対する支援、相談等	
	・訪問相談員の配置…不登校又はその傾向がある生徒・保護者への働きかけ。家庭訪問による状況把握 等	
	・不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託…児童・生徒へアセスメント調査、分析、効果ある取り組みの提案	
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	・学校不応児童生徒やその保護者に対する福祉の視点からの支援	
	・関係機関へのつなぎ、連携	
事業概要★	・校内体制の構築と教員への助言	
	SSWの配置：平成29年度において、1名から3名に増員。 児童生徒一人一人の悩みや困っていることなどの情報を共有、管理職や学級担任、教育相談担当者など学校関係者、関係機関との連携をはかりながら、児童生徒の学級復帰に向けた支援や対応、指導をすすめている。 訪問相談員の配置：平成29年度において、1名から2名に増員。2中学校（水口中・甲南中）に配置。 中学校における不登校や不登校傾向の生徒や保護者への対応を、学級担任など学校関係者と連携して行っている。 不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託：鳴門教育大学へ業務委託 市内小中学校の児童・生徒・教職員の現状を調査、従来からの不登校対策事業の検証及び今後の有効な支援策について探る。	
	不登校等の状況（30日以上欠席者数…病気・家庭の事情等含む） H26：小学校57人 中学校130人 全体187人 H27：小学校52人 中学校150人 全体202人 H28：小学校60人 中学校137人 全体197人 H29：小学校63人 中学校144人 全体207人	

教育振興基本計画		コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成	
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実	
	教育施策（中区分）	⑥	スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実	

担当課評価	評価欄	不登校や不応によりケアを必要とする児童生徒は年々増加し、その要因も家庭、学業、人間関係等多岐にわたっていることから、SSW・訪問相談員とも増員が必要。また、SSW等の資質向上のため、指導・助言を担うスーパーバイザー（SV）の配置が重要。委託事業での報告書をもとに、各学校現場における「組織的、効果的な取組」が必要。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内小中学校では、様々な要因によって不登校傾向があったり、学級に入りづらくなっていたりするなど、学校にうまく適応できない児童生徒があり、その対応が課題となっている。この課題への対応のためスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人一人の悩みや困っていることなどの情報を共有、管理職や学級担任、教育相談担当者など学校関係者、関係機関との連携をはかりながら、児童生徒の学級復帰に向けた支援や対応、指導をすすめている。 また、訪問相談員を配置し、中学校における不登校や不登校傾向の生徒や保護者への対応を、学級担任など学校関係者と連携して行っている。いずれも対応が困難な事例が多く、専門的な見地からの対応や助言、アドバイスなどにより、課題解決に向けた取組を進めることができている。 不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託で、市内小中学校の現状調査等も進めており、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		8,459,000	6,666,056
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	8,459,000	6,666,056

行動計画★	計画	学校だけでは対応が困難な事例に対して、SSWや訪問相談員等の専門員を配置し、関係機関へのつなぎ・連携を図る。
	実績	SSW3名の配置 訪問相談員2名の配置 小中学校ならびに家児相等関係機関との連携を図った。

成果指標	目標値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒をゼロにする。
	実績値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒はいない。

具体的な改善策、今後の展望等	市SSWの配置校以外の市内活用 市SSWの資質向上のためSVの配置を目指す。
----------------	---

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	不登校および集団不応児童生徒数は増加傾向にあり、また、家庭環境要因等福祉機関との連携が必要な対応も増加していることから今後も必要な事業である。
	有効性	概ね適切	学校と保護者・児童生徒との関わりにおいて、対応困難な状況があり、ワーカーや相談員がパイプ役となり児童生徒の支援を行うことができている、その取組には、不登校対応として、大きな有効性がある。
	効率性	概ね適切	校内ケース会議や、保護者面談、家庭訪問や個別支援をSSWが学校と事例について、アセスメントを適切に行い、効率的に対応できている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	不登校傾向や不応児童生徒の対応依頼が増えてきていることから、ワーカーの増員および配置校の数を増やしていく必要がある。更に、SSWへの指導・助言を行うSVの配置が必要である。
	手法改善	維持	学校でのケース会議等において不登校状況を丁寧にアセスメントし、そのことを共有しながら、定期的・継続的に対応を行っていく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	不登校など学校不応の要因は様々であり、状況に応じた対応が必要である。学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実されたい。また、不登校等の兆しが見えた時には、早期に対応し、学校不応とならないよう取り組みを進められたい。 効果のある支援のため、研修等によりSSW、訪問相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて増員を検討されたい。 鳴門教育大学への調査研究委託の結果については、教職員やSSW、訪問相談員等と共有し、対策に生かされたい。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実し、不登校等の兆しが見えた時には、学校不応とならないよう早期に対応してまいります。 効果のある支援のために当面は、県SVに市SSWへの指導助言および市内学校における不応事案のケースワークを行っていただき、SSWや担任、担当教員の資質向上を今後も図ってまいります。 鳴門教育大学への調査研究委託事業における調査結果については、報告書とその概要版を全小中学校へ周知し、活用を促すとともに、生徒指導担当への研修会を開催し、各校での対策に生かしてまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	ケアサポーター派遣事業												
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課							所属コード		30101200			
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243							E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp			
総合計画	コード	名称						予算科目	コード	名称			
	分野	18	学校教育・青少年						会計	01	一般会計		
	施策	①	学校教育の充実						款	10	教育費		
									項	02	小学校費		
									目	02	教育振興費		
	大事業	01	小学校教育振興事業										
	中事業	03	小学校教育支援事業										
小事業	06	ケアサポーター派遣事業											
法令等根拠													
個別計画等	第3期甲賀市教育振興基本計画												
開始年度★	平成	16	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位	12	/	42	中	
他部署との関連及び関連団体													

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	小学校児童(学校不適応を起こしている児童)	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
不登校、別室登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行い、よりそう。		
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	・不登校傾向のある児童の学校復帰に向けた改善 ・別室で学習等を行っている児童の教室復帰	
	H30 9小学校に対してケアサポーター19名配置。活動時間は年1,429時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童86名への学習支援等を行った。 R元 9小学校に対してケアサポーター19名配置。活動時間は年1,434時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童142名への学習支援等を行った。 R2 10小学校に対してケアサポーター14名を配置。活動時間は年1,379時間。個別相談や別室での学習支援等実施。個別対応が必要な児童142名への学習支援等を行った。 ※派遣先小学校…柏木、水口、伴谷東、大野、大原、佐山、甲南第二、希望ヶ丘、綾野、雲井の10校 県費（自治振興交付金）の一部充当がある。 H30 @1,000円*390回*4時間⇒1,560千円 R元 @1,000円*360回*4時間⇒1,440千円 R2 @1,000円*360回*4時間⇒1,440千円	

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
	教育施策（中区分）	⑥	スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実

担当課評価	評価欄	児童の特性や実態に合わせて、思いに寄り添い、個別支援も含めた対応を行うとともに、周りの児童への理解についても働きかけた。合わせて、学習支援も行うことにより、集団復帰や学習への参加等多くの改善がみられた。今後も引き続き、派遣のニーズが増えてくると予想される。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内小学校では、様々な要因から学校に行きづらかったり、学級に入れなかったりするなど、学校にうまく適応できない児童があり、その対応が課題となっている。 この課題への対応のためケアサポーターを派遣し、不登校傾向にある児童と個別相談を行ったり、別室での学習支援を行ったりするなど、生活面や学習面での丁寧な支援をすすめている。支援を継続することにより、登校できる日数が増えたり、別室登校から学級へ戻る機会が増えたりするケースがでている。引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		1,562,000	1,463,888
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金	720,000	638,000
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	842,000	825,888

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	特別な支援の必要な子どもが増えている中で、教室には入れない、別室なら行けるなど個別に関わらなければならない児童が増えてきていることから、今後も是非必要な事業である。
	有効性	概ね適切	全体では関わるできない支援内容であり、個別に関わっていく必要があるため、今の方法が有効である。
	効率性	概ね適切	児童の実情に応じて、時間を配分することができることや新たな児童への対応もできることから効率が良い。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	学校不適応支援事業とケアサポーター派遣事業については、事業を一体化し、連携した事業充実が必要と考える。 担任とケアサポーターが一層密に情報を共有し連携することが重要であり、充実した支援ができる体制に取り組みたい。 研修等を行い、ケアサポーターの資質向上を図り、配置を活かした支援を実施されたい。

成果指標	目標値	各小学校の不登校児童や教室に入りにくい児童に対する支援や、教室復帰等への取り組みができたかどうかで判断。
	実績値	集団不適応の児童と個別に関わることににより、学習に参加したり、集団の中で生活したりすることができた。

具体的な改善策、今後の展望等	市内小学校におけるケアサポーター派遣の活用希望が増加（10校）していることから総時間数の増加を目指す。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	年々配置希望が増加しており、不登校傾向や不適応児童が増えてきていることから、時間数及び実施校を拡充していく必要がある。
	手法改善	維持	集団不適応や特別支援を要する児童において、1対1対応に関わっていくことができ、効果的に支援をすることができるため、今後もこの手法で進めて行きたい。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
学校不適応支援事業と本事業は、個別の予算として評価シートとしては別々に分かれていますが、不適応児童生徒における支援としては関係性が強いものであります。今後、一層連携の充実を図り、一体的な取り組みに努めます。 個別対応が必要な児童に対する支援については、学校管理職および生徒指導、教育相談担当、担任による対応策を実施し、あわせて臨機の対応が可能となるようケアサポーターの校内活用や連携の強化を図ります。 また、ケアサポーターの研修を充実し、資質向上を図るとともに、担任等と連携し、児童への個別対応を行い、校内における居場所をつくるとともに、学習保障に努めます。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	第三子以降学校教育支援事業（小学校）														
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200						
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp						
総合計画	コード	名称					予算科目	コード	名称						
	分野	18	学校教育・青少年					会計	01	一般会計					
	施策	①	学校教育の充実					款	10	教育費					
								項	02	小学校費					
								目	02	教育振興費					
	区分	挑戦		公約		大型			主要		大事業	01	小学校教育振興事業		
									中事業	03	小学校教育支援事業				
							小事業	04	第三子以降学校教育支援事業（小学校）						
法令等根拠	甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱														
個別計画等	第2次甲賀市地域福祉計画														
開始年度★	平成	28	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位	31	／	42	中			
他部署との関連及び関連団体	政策推進課、保育幼稚園課（子育て世代への移住定住支援策として）														

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	18歳未満の子を3人以上養育し、第三子以降が小学生の保護者	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
保護者に対して学用品費の支援を行う。		
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	少子化が進む中、子育て世帯の教育費の負担軽減による移住や定住の促進	
	18歳未満の子を3人以上養育する保護者に対し、第三子以降の児童の学用品費を補助し、教育費の負担軽減を図り、子育て世帯の移住定住を促進する。	
＜実績＞		
H28：7,538,180円(497人)、H29：10,936,190円(495人)、H30：10,864,420円(504人)、 R元：10,737,240円(528人)、R2：10,943,490円(515人)		
R2年度決算額 小学校 11,015,438円		
事務に伴う経費 71,948円		
扶助費 10,943,490円		
・学用品費 5,881,300円		
・通学用品費 920,990円		
・新入児童学用品費 4,141,200円		

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実
	教育施策（中区分）		

担当課評価	評価欄	3人目以降の児童に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。しかし、人口減少を減らす目標は達成できなかった。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内在住の家族が18歳未満の子を3人以上養育する場合に、第3子以降の児童生徒の義務教育にかかる費用を一部給付する事業である。小学校においては、毎年500人前後の実績があり、教育費の負担軽減を図ることができている。毎年、児童数は減少しているものの、事業実績はほとんど変わらない状況である。3人以上の子を育てようとする保護者は毎年一定数あり、意義のある事業となっている。少子化に歯止めをかけることは、一事業だけでは困難であるが、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	12,152,000	11,015,438
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	12,152,000	11,015,438

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進するため必要である。しかしながら、成果指標に結び付けていくためには、他部署における移住定住促進事業も不可欠となる。（目標指数の再検討が必要。）
	有効性	概ね適切	3人目以降の児童に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。
	効率性	概ね適切	各該当者へ通知を郵送し申請をとりまとめ、審査後、年度一回の支給としている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

行動計画★	計画	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進する。
	実績	各該当者からの申請をとりまとめ、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進のため全額給付を行った。

成果指標	目標値	定住化を図り、人口減少を減らす。
	実績値	転入数2400人－転出数2441人＝-41人（令和2年4月～令和3年2月）

具体的な改善策、今後の展望等	年度一回の支給を継続していく。
----------------	-----------------

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	第三子以降が小学生の場合、学用品費の支給をしていく
	手法改善	維持	年度一回の支給を継続していく。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	成果指標の目標値については、この事業だけでは達成が困難な目標値であり、目標値の再検討が必要であると考えます。多子世帯に対する経済的な支援として教育費の負担減が図られている点について評価される。事業継続にあたっては、支援内容、受給者の所得制限について検討されたい。必要とされる支援について、子どもの貧困対策を踏まえ検討を希望する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
現在の成果指標の目標については、市全般における子育て世代の移住・定住促進の一助の施策であり、この事業だけでは達成が困難であると考えております。多子世帯に対する経済的な支援、教育費の負担軽減事業として対象世帯に支給することを目標とします。なお、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への支援を要保護・準要保護児童就学援助にて対応してまいります。

令和3年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和2年度実施事業）

事業名★	第三子以降学校教育支援事業（中学校）														
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課						所属コード		30101200						
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243						E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp						
総合計画	コード	名称					予算科目	コード	名称						
	分野	18	学校教育・青少年					会計	01	一般会計					
	施策	①	学校教育の充実					款	10	教育費					
								項	03	中学校費					
								目	02	教育振興費					
	区分	挑戦		公約		大型			主要		大事業	01	中学校教育振興事業		
											中事業	03	中学校教育支援事業		
小事業	05	第三子以降学校教育支援事業（中学校）													
法令等根拠	甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱														
個別計画等	第2次甲賀市地域福祉計画														
開始年度★	平成	28	年度	終了年度		令和	年度	事務事業優先順位	32	／	42	中			
他部署との関連及び関連団体	政策推進課、保育幼稚園課（子育て世代への移住定住支援策として）														

事業の目的等★	（1）対象・・・誰に（何に）	
	18歳未満の子を3人以上養育し、第三子以降が中学生の保護者	
	（2）活動内容・・・どのようなことを行うのか	
保護者に対して学用品費の支援を行う。		
事業概要★	（3）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	少子化が進む中、子育て世帯の教育費の負担軽減による移住や定住の促進	
	18歳未満の子を3人以上養育する保護者に対し、第三子以降の生徒の学用品費を補助し、教育費の負担軽減を図り、子育て世帯の移住定住を促進する。	
＜実績＞		
H28：2,777,390円(92人)、H29：3,823,630円(79人)、H30：3,802,260円(80人)、 R元：3,853,280円(76人)、R2：3,619,570円(72人)		
R2年度決算額 中学校 3,632,256円		
事務に伴う経費 12,686円		
扶助費 3,619,570円		
・学用品費 1,607,040円		
・通学用品費 69,130円		
・新入児童学用品費 1,943,400円		

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	（1）	学校教育の充実
	教育施策（中区分）		

担当課評価	評価欄	3人目以降の生徒に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。しかし、人口減少を減らす目標は達成できなかった。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	市内在住の家族が18歳未満の子を3人以上養育する場合に、第3子以降の児童生徒の義務教育にかかる費用を一部給付する事業である。中学校においては、毎年80人前後の実績があり、教育費の負担軽減を図ることができている。毎年、生徒数は減少しているものの、事業実績はほとんど変わらない状況である。3人以上の子を育てようとする保護者は毎年一定数あり、意義のある事業となっている。少子化に歯止めをかけることは、一事業だけでは困難であるが、引き続き、事業の充実に努めていくことが必要である。

		令和2年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		4,693,000	3,632,256
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	4,693,000	3,632,256

行動計画★	計画	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進する。
	実績	各該当者からの申請をとりまとめ、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進のため全額給付を行った。

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	多子世帯における教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進するため必要である。しかしながら、成果指標に結び付けていくためには、他部署における移住定住促進事業も不可欠となる。（目標指数の再検討が必要。）
	有効性	概ね適切	3人目以降の生徒に発生する経費を補助することで、保護者にかかる負担を軽減することができた。
	効率性	概ね適切	各該当者へ通知を郵送し申請をとりまとめ、審査後、年度一回の支給としている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

成果指標	目標値	定住化を図り、人口減少を減らす。
	実績値	転入数2400人－転出数2441人＝-41人（令和2年4月～令和3年2月）

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	第三子以降が中学生の場合、学用品費の支給をしていく。
	手法改善	維持	年度一回の支給を継続していく。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

具体的な改善策、今後の展望等	年度一回の支給を継続していく。
----------------	-----------------

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	成果指標の目標値については、この事業だけでは達成が困難な目標値であり、目標値の再検討が必要であると考えます。多子世帯に対する経済的な支援として教育費の負担減が図られている点について評価される。事業継続にあたっては、支援内容、受給者の所得制限について検討されたい。必要とされる支援について、子どもの貧困対策を踏まえ検討を希望する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
現在の成果指標の目標については、市全般における子育て世代の移住・定住促進の一助の施策であり、この事業だけでは達成が困難であると考えております。多子世帯に対する経済的な支援、教育費の負担軽減事業として対象世帯に支給することを目標とします。なお、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への支援を要保護・準要保護児童就学援助にて対応してまいります。

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役 職	氏 名	分 野	任 期
委員長	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
副委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	北川 昌美	学校教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	林 善彦	社会教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
書面にて実施	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和3年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について

令和3年7月16日（金） 10時00分～12時45分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和3年8月26日（木） 9時00分～11時50分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (教育総務課、社会教育スポーツ課、学校教育課)
令和3年9月27日（月） 9時00分～11時40分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和3年10月13日（水）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

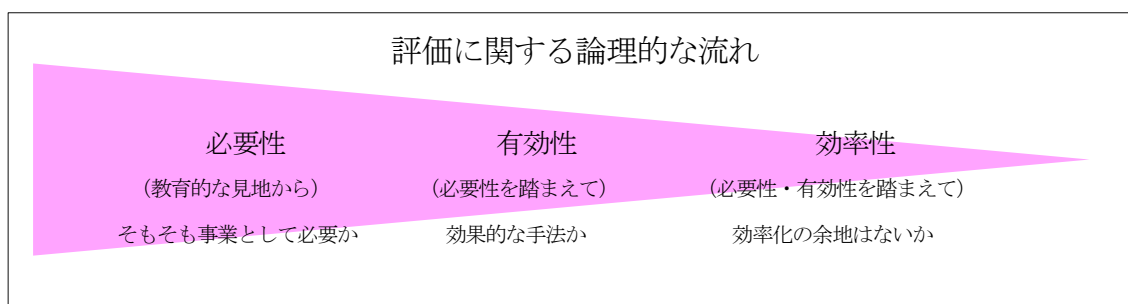
- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により4事業（事業内容により2事業を合わせて評価）を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）

を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」（令和元年度からの5年間を計画期間とする）に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に生かして市民の皆様によりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

条例第 3 5 号

改正 平成 2 7 年 6 月 1 5 日 条例第 1 7 号

平成 2 8 年 3 月 9 日 条例第 3 号

平成 2 8 年 6 月 2 2 日 条例第 1 8 号

平成 2 9 年 3 月 3 0 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 1 号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 2 号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成 2 0 年甲賀市条例第 4 3 号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成 1 7 年甲賀市条例第 2 4 号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のものの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有 財産審議会	公有財産の取得、管理及び処 分について調査し、審議する こと。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 市長が指名する 職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札 監視委員会	市が発注する公共工事等に 関する入札及び契約の適正 化を図るために必要な事項 について調査し、審議するこ と。	(1) 学識経験を有す る者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域 福祉計画審 議会	社会福祉法(昭和26年法律 第45号)第107条に規定 する地域福祉計画の策定及 びその推進について調査し、 審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 地域福祉関係団 体の代表者 (4) 社会福祉事業関 係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工 業振興計画 審議会	商工業振興計画の策定及び その推進について調査し、審 議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 商工業関係団体 の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	1 5 人以 内	2 年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	1 2 人以 内	2 年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	2 0 人以 内	2 年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6 人 以内	3 年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8 人 以内	3 年

評価委員会		る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	--	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで